

議案第 47 号

米原市特別職の職員の給与等に関する条例および米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

米原市特別職の職員の給与等に関する条例および米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 5 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成 26 年人事院勧告による給与制度の総合的見直しに伴い、本市においてもその趣旨を踏まえ、一般職の給与改定に準じ、特別職および教育委員会教育長の給与改定を実施するため、この案を提出するものである。

米原市特別職の職員の給与等に関する条例および米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

米原市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市特別職の職員の給与等に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第3条 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市特別職の職員の給与等に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第3条 略</p>

米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（給与の額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（給与の額）</p> <p>第3条 給料は、略</p> <p>2 期末手当の額は、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条以下 略</p>